

ダム工学会規約の変更（案）

一般社団法人ダム工学会の設立に向け、現在のダム工学会の規約を下記のとおり改正する。

改 正 (案)	現 行
(会員) 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。 (1)正会員 本会の目的に賛同する個人 (2)シニア会員 本会の目的に賛同する個人 (3)学生会員 本会の目的に賛同する学生 (4)賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人ならびに法人、またはその他の団体	(会員) 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。 (1)正会員 本会の目的に賛同する個人 (2)学生会員 本会の目的に賛同する学生 (3)賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人ならびに法人、またはその他の団体
(役員) 第11条 理事は、評議員会の推薦により総会の議決を経て正会員及びシニア会員から選出される。	(役員) 第11条 理事は、評議員会の推薦により総会の議決を経て正会員から選出される。
(評議員) 第13条 2 評議員は正会員及びシニア会員の中から規約細則の定めるところにより選出する。	(評議員) 第13条 2 評議員は正会員の中から規約細則の定めるところにより選出する。
(総会) 第15条 総会は、正会員、シニア会員及び学生会員によって構成され、次の事項を議決する。 (以下、中略) 4 総会の定足数は正会員、シニア会員及び学生会員の三分の一以上とし、委任状による議決権の行使を認める。 5 総会における正会員、シニア会員及び学生会員の議決権は各一個とし、議決は、出席者の過半数によって決め、可否同数のときは、議長がこれを決定する。	(総会) 第15条 総会は、正会員によって構成され、次の事項を議決する。 (以下、中略) 4 総会の定足数は正会員の三分の一以上とし、委任状による議決権の行使を認める。 5 総会における正会員の議決権は各一個とし、議決は、出席者の過半数によって決め、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
(解散および権利義務譲渡) 第21条 一般社団法人ダム工学会の設立の前日を解散の日とし、事業年度の末日とする。 2 第5条に定める会員は、一般社団法人ダム工学会の設立日に一般社団法人ダム工学会の会員となるものとする。 3 前項の他全ての権利義務を、一般社団法人ダム工学会の設立日に一般社団法人ダム工学会へ譲渡するものとする。	